

## 令和6年度飯豊町農地等災害自力復旧支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町長は、令和6年7月7日から26日までの間に発生した豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）により農地等が被災し、農作物等に著しい被害が生じた場合における迅速な復旧に資するため、農地の所有者及び耕作者並びに組織等に対し、復旧事業に要する経費について、飯豊町補助金等の適正化に関する規則（昭和53年規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受益者等が組織する団体とは、3戸以上の受益者により組織される団体をいう。
- (2) 農業用施設とは、水路、道路、ため池等をいう。
- (3) 復旧事業とは、土砂流木等の流入、農地流出、法面崩落、畦畔崩落、取水口破損、農道洗掘、ため池破損等の被災から原形復旧する工事をいう。

### (事業実施主体)

第3条 補助金を受けることができる事業実施主体は、災害復旧事業に取り組む農地の所有者及び耕作者並びに町内の受益者等が組織する団体（以下「事業実施主体」という。）とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、受益者等が豪雨災害により被害を受けた農地及び農業用施設の復旧事業とし、災害発生後、応急的な復旧経費についても対象に含めるものとする。なお、補助金の交付対象事業費は、1箇所あたり40万円を限度とし、令和7年2月末日までにしたものとする。

- 2 補助金の交付対象となる農地は、災害復旧後3年以内に作物を作付けする農地とする。
- 3 復旧事業に要する経費は、次の各号に掲げる経費とする。ただし、令和6年7月7日以降に実施した事業にかかる経費とする。

- (1) 工事費（復旧工事を請け負う企業等へ発注するもの）
- (2) 資材購入費
- (3) 機械器具レンタル料等
- (4) その他町長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業費の6分の5以内とする。ただし、複数箇所の申請がある場合、事業実施主体の自己負担額の上限を20万円とし、それを超える部分について補助する。

- 2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

### (補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添えて町長の定める日まで申請をしなければならない。

- 2 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助対象事業に要する経費の増又は30パーセントを超える減以外の変更とする。

- (1) 規則第7条第1項第1号の規定により、町長の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認及び同事業変更交付申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (補助金交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請があった場合は、内容を精査し、その内容が適正であると判断した場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(概算払い)

第8条 町長は事業実施主体からの求めに応じて必要と認めるときは事業費の7割以内の概算払いをすることができる。

2 概算払を受けようとするときは概算払請求書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業実施主体は、事業が完了した場合、補助事業の完了後20日を経過する日又は令和7年2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第5号)に事業実績書(様式2号)添えて提出するものとする。

2 事業実施主体が事業完了後に補助金の支払いを受けずに、業者に直接支払いたい場合は、委任状(様式第6号)を提出しなければならない。

(帳簿の備付)

第10条 事業実施主体は、補助金の係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年7月7日から適用する。